

相模における仏教教団成立発展に関する考察 その一

和田 謙 寿

一

欽明天皇朝に伝わった仏教もやがて飛鳥時代には四十六ヶ寺に、更に、奈良・平安時代を経て鎌倉時代に至り、新興仏教の発展と共に、実に一万三千余ヶ寺（諫曉八幡鉢）を数えるに至った。室町時代の中期以降になると寺院の平地への進出がすすみ、堂宇の建立が更に増加したもようである。江戸時代の寺院総数は、（土屋筆記）貞享二年の調べによれば、総計四十万六千三百三十九ヶ寺といわれ、（甲子夜話続編所載）天王寺修補勸化の時には四十六万九千九百九十九ヶ寺。（史料叢書九所載）天王寺加羅堂修復勸化の時には四十六万三千四十一ヶ寺。（吹塵録三十二の項）天王寺勸化の寛政十二年には総計四十六万九千九百三十四ヶ寺。（世事見聞録・寺社人の事項）寛政から天保における頃の日本総寺院数として、およそ五十万の

寺院。（吹塵録三十二の項）天王寺勸化の文化二年には、四十五万九千四十四ヶ寺といわれている。江戸時代の書物にあらわれた当時の寺院数のその多くが、四十六〜七万から五十万ヶ寺弱を掲げているということは、（一部に例外はあるも…）この数字の額に誤りの少ないことを語っているようである。江戸期においては、幕府のキリシタン禁教政策の一環として、寺院は宗門改の機関となり、村落行政の任に当たったのであった。僧侶の戸籍係としての任務、檀徒制としての寺院の存在は、寺院の発展というよりもむしろ、遊惰に流れる悪弊の原因ともなり、江戸後期から明治初年における排仏思想を惹起せしむる起因となった。明治から大正における寺院数は、種々とり沙汰されているところであるが、日本仏教史の近世近代編（法蔵館）によれば、全国寺院数、七万一千余ヶ寺と述べられ、更に鈴木泰山氏「郷土史と寺院」・市村其三郎氏「寺

院研究法」の論中には、大正十一年三月三十一日現在、六万八千八百十二ヶ寺の寺院が存在したといわれている。かように、江戸時代のうちに約四五十万を数えられた寺院が、幕府滅亡後の明治から大正にかけて、七万余ヶ寺に減少したということは、如何なる理由によるものであろうか。これには種々なる原因問題が存したことであろう。ここにおいて、先ず第一に考えられることは、1、江戸時代の四〇五十万ヶ寺といわれる寺院数は、多分に誇大視的な面がみられた。つまり、寺号を有せぬ堂宇や道場・看坊が寺院として掲載せられていたものであると考えられるふしもあり、更に、2、江戸時代における宗門改による戸籍係的な寺院の存在機能（寺請）が、明治以降になると、とくに、その必要性がなくなったこと。3、当時は寺院としても、田舎部においては堂宇的な荒屋が多く、寺院の乱立はかえって友喰い的な結果に終わったこと。4、排仏毀釈の思想が寺院整理に通じたこと。などとして挙げられたのであった。

以上の如く、日本における寺院の成立状況を史的にみると、室町時代の中期以降と江戸時代の前期の二期に集中した。この二時期は、集落の発生学的立場からみて、新田開発の比較的さかに行なわれた時代であり、更にまた、庶民仏教の一段と進歩発展した時代でもあった。とくに後者の場合は、幕府のキリシタン禁圧の政治機能を寺院によって委われ

たので、その傾向を一層強く持つに至ったのである。同じ寺院といえども、その生い立ちや機能によって種々に分類せられた。官府、つまり天皇家が中心となって建立せられたところの寺院を官寺といい、豪族・領主・信仰厚き人々により、個人的に建立せられた寺院を私寺とよんだ。更に官府の認許によって人民が建立した寺々を公寺とよばれ、これらの呼称は政治的分類によるものであった。宗教的には現世利益や招福を旨とした「祈禱寺」をはじめとして、出世学問・人生の意義追求を主としたところの「学問寺」更に、先祖の供養冥福を主体とする「菩提寺」などの存在があった。人的関係の分類としては、僧が開山住持となつたところの「僧寺」と、尼が開山住持となつた「尼寺」の両者の寺院が存在した。更にまた、その生活の上からは、戒律一途に独身を守り通したところの僧侶の住む清僧寺院と、妻を嫁りて共に生活したところの妻帯寺院との別がみられた。官寺は歴史的に優位を誇つたが、しかも仏法に厚い天皇の世に多く存在し、鎌倉期以前に遡る場合がその主を占めた。私寺の場合は中世以降、とくに織豊政権以降の寺院に多くその存在がみとめられた。宗教的分類の寺院としての祈禱寺や学問寺は割に古代の寺院の場合に多く存在し、中世から近世代にかけての寺院はそれに変わり、菩提寺形式のものを多く占めるに至つた。祈禱寺と学問寺形式の寺院は両者併用形の場合が多く存在し、飛鳥時代

の法隆寺をはじめとして、奈良・平安時代を風靡した東大寺や諸国の国分寺をもって知られた。また、それ以降の鎌倉、室町から江戸時代にかけて、あるときには五山文学を、またあるときには寺小屋へと、日本文化に多大なる影響を与えたところの寺々があった。僧侶の妻帯については、古代にはおよそ考えられぬところであったが、平安の時代にはすでにこの風習もあったといわれている。時代が下り鎌倉以降になると、真宗や日蓮宗の僧侶の間には妻帯するものが増え、江戸時代には修験の中にもその多くが妻帯することになった。もちろん、その他の宗派間にも妻帯の風の伝播したことはいうまでもない。寺院僧侶の妻帯は、檀信徒の寺への負担が重くなるばかりでなく、為政者側の利益にも反するところがあり、仏教の戒律に背くものとして世の識者たちはこれに批判を下したのであった。もちろん、かねてより仏教を敵視していた儒学者や国学者たち、(主として神道的立場の者)の中にもそれに同調した者が多かった。このような世情の流れの中で幕府においては、元和八年(一六二二)八月を皮切に、寛永八年(一六三一)に大がかりな新寺の禁止令が出されたのであった。それにもかかわらず、新寺の建立は依然止まず、元禄五年(一六九二)將軍家綱の十三回忌に当り、その冥福を祈ると共に、これまでヤミで建立せられたところの寺院をたくに許し、それ以降の新寺をして嚴禁せられたのであった。

これが「元禄の改」といわれるものである。もちろん、これによってすべての新寺建立が断絶せられたわけではなく、その後、各地において細々ながらも若干の寺院が、ひそかに建立せられていたのであった。かようにして仏教は、庶民の間に根強く浸透して行ったのである。江戸期の仏教の特色とし、一部の宗派は別として、その多くが宗派の教義や教団組織の相違を越えて、その地域性というものに支配せられる感があったのである。

二

寺院の開創年代を論ずる場合、そこには何らかの規定基準が存在せねばならない。「寺院として不十分ながら、ほぼその形態を整えられたとき。」または、「改宗の時点をもって開創とみなされたとき。」これらの時点によって、寺院建立の月日が多少変わってくる。(しかしここでは、風土記稿や寺伝伝記のそれを基礎として考察することにした。)「浄土宗寺院の一建立の過程としての談義所より寺院に移ろうとするところの一時点。」または「真宗寺院の一建立過程としての総道場より寺院に移ろうとするところの一時点。」などはその成立の上において、とくに開創決定に困難を生じた。元来、寺院の開創建立は、開山ならびに本願主(開基)との協力によってなされる場合が通常であり、ときには開山自身が本願主を兼ね併せ

る場合もあった。開山は必ず僧侶をして任ぜられるものであり、本願主(開基)が開山を代行することは許されなかった。開山はいうまでもなく初代の住職と解すべきはもろんであるが、往々にして中興開山をして第一世として数えている場合もあった。ときには、「師を敬うあまりの、純粹信仰の立場より迎えられ」または、「当時の創立日を昔日に引上げようとする立場より、政策的に勧請開山を架空的なものとして誘致された場合。」もあった。後者のこの傾向は中世後期以降よりなされたところであるが、とくに徳川幕府が江戸初期に寺院をして政治に参与せしめるための方便として、寺院の本末帳を作成させ、本寺に権限を持たせたことにより、この方法がその手段として用いられた場合があったのである。この場合は開山をして中興開山となし、寺院のの創立年代を更に古く引上げるように考えられたのであった。江戸時代初期における仏教寺院の増加は、葬送供養の庶民間への高度普及、ならびに、僧侶の村落政治へのなんらかの干渉という立場のもとに象^{かたち}られた。必要とする寺院建立の要求は、すでに寺院号を有するもの以外、つまり、従来寺院の塔頭または諸堂、村落内に存した堂宇などの名称とせられていた建立物、庵・齋・房・軒なども、その条件によっては寺院として見做された場合もあったのであり、禅宗にいう平僧地寺院などもその類であった。このようにして発展してきたところの寺院

も、その時代や風俗習慣などの諸条件によっては種々なる変化をなした。ここ相模国は、かつて武家政治の中心であった鎌倉の地を東にひかえ、更に北東部は徳川幕府の本拠地江戸の地に接し、しかも、天下の動脈、東海道を有する土地柄であるだけに、歴史地理学上の面からみて非常に意義ある場所であった。現在、相模国には文献に残る寺院だけでも、(相模国風土記稿や関係郷土史類) 約千七百九ヶ寺の多きに及んでいる。それ以外に細かい寺院を掲げたならばゆうに、千八百ヶ寺を越えたことであろう。しかるに現存する寺院は約千六百ヶ寺で、差引約五百四十九ヶ寺の寺院が廃頽している。このように滅亡廢頽寺院の多いことは、江戸後期から明治における排仏毀釈や神仏分離令が断行せられたとはいえ、当時の寺院は一般に乱立の傾きがあり、統合されたり取毀されると共に、如何に粗末な名目的な寺院が多かったかを推察することができる。当地における古寺院の建立上限は、平安時代の真言宗十六ヶ寺と天台宗四ヶ寺をはじめとするが、鎌倉時代には早くも百八十二ヶ寺の寺院が誕生している。真言宗の四十三ヶ寺を筆頭に臨濟宗の三十九ヶ寺、日蓮宗の三十四ヶ寺、浄土宗の四ヶ寺の建立が著名なものであり、曹洞宗はわずか七ヶ寺を数うるにすぎなかった。南北朝を経て室町の時代になると各宗寺院は飛躍的に増加し、実に三百二十四ヶ寺の多きにのぼった。その内分は、曹洞寺院の発展がめざまし

く、次いで臨濟・真言・浄土・日蓮などの諸派の躍進ぶりがうかがわれた。次代の安土桃山時代における各宗寺院の進展ぶりも並々ならぬものがあつたが、とくに大発展をなしたのは慶長より享保までの江戸時代前期の時代であつた。当代は室町時代建立寺院の三百二十四ヶ寺、安土桃山時代の百十六ヶ寺をはるかに凌いだところの四百六十五ヶ寺の寺院数に及び、曹洞宗寺院の百六十四ヶ寺をはじめとして、浄土宗八十六ヶ寺、真言宗六十三ヶ寺、日蓮宗・修験・臨濟宗・天台宗・真宗などの順をもつて建立せられた。江戸時代後期（元文以降）から明治大正・昭和年代にかけては見るべきものはなく、それぞれ、各宗合計しても、江戸後期の二十三ヶ寺、明治大正の五ヶ寺、昭和前期の六ヶ寺という造寺率であつた。江戸時代前期の異常的な寺院増加率は、幕府の政治政策によつて村落（自治体）と寺院とを結びつけ、諸制度の統一した結果であり、他方、国民の生活水準が高まり、平和が維持され、人口の増加に伴い相模の開拓が進んだことによるものであつた。ここにおいて、相模国（主に相模平野を中心とする。）における各宗寺院の成立基本条件とその発展に関する考察を、その資料と踏査したものを参考にして究明することにする。

1、祈禱寺形式として成立発展した寺院

古墳時代に続く大化改新以降の特質は、従来墳墓造営に費されていったところの労力と時間が、寺院建立の方向へと転向されていったのであつて、その形式においては多少の変化現象があるにしても、精神的には共通した面が見受けられ、墳墓建立の心がとりもなおさず、寺院建立の面に現われたものと思われるのである。この傾向は奈良時代から平安時代へと受けつがれ、墳墓そのものは質素なものが築かれたのに比して、寺院には壮大、且つきらびやかなものが多く建立されるに至つたのである。当時の寺院のうち日本全土に主力を保ち、分布した寺院は真言と天台宗の二者であつた。これらの寺院の多くは祈禱寺形式のものが多く、それだけに寺院内部の構造にも祈禱的に留意されていた点が多かつた。豪族によつて建立せられた大寺院の中には、信仰的な立場よりも、むしろ、享樂的な立場のもとにつくられたものもあり、絵画・彫刻・建築面を芸術的にこらし、法会には舞樂を伴ない、着飾つた僧侶たちが妙なる音楽によつて練り歩く姿は、まさに造寺によつて現世享樂を味わう風潮であつた。上流層の人々は、一族の栄達発展、現世安穩・子孫繁榮のみに金錢をいとわず、寺院の中は暗目につくり、金銀をちりばめたる仏具調度の品々を数多くつかい、祈禱的に効果演出の十分なるものを建立されたのであつた。中国において当時（つまり、隋唐の

時代において)寺院は国家の祈禱道場的な色彩が強く、府場に建立せられる場合が多かったのである。飛鳥から奈良時代にかけての日本寺院はいずれかというに、中国の影響を多分に受けるところありて、中国的な色彩を残すと思われた点も見受けられた。平安朝に至り天台、真言を中心とした世になるにつれて、その立場も日本的なものとなり、国体観念を主張し、敬神崇祖・皇室安泰・国家平穩を祈願するような方向へと進められたのである。鎌倉時代も武士階級を主体としところの氏が建立され、その中味はいずれも祈禱寺形式がその主要をなした。つまり、世俗を捨てて真実の信仰(仏法)を求めた新仏教の輩は、宗派によって多少の相違はあるにしても、祈禱によって領主の多神観を伴う呪術的要求に応ずるため、密教的な傾向に走る場合があったのである。祈禱寺の多くは上述の如く勅願寺か豪族の建立によるもので、氏寺的な面と祈禱的な両面を含有していたことは確かなことであった。その中でもとくに有名な日本の官寺寺院としては、聖武天皇によって諸国に建立せられた国分寺、ならびにその総本山として建立せられた奈良の東大寺などをあげることができる。私寺としては平安から鎌倉時代にかけて豪族を中心として建立せられた祈禱寺などを数多く掲げることができ、その中でも藤原兼家の東三条殿内の法興院や藤原道長の建立による法成寺などは著名なるものである。降って暦応二年(一三三

九)足利直義が夢窓疎石のすすめにより、日本国内の六十六ヶ国に將軍家と国家の安泰を願って建立せられた安国寺の造立は、公寺としての特色をもち、国分寺に継ぐものとして特筆せられる。祈禱寺には由緒ある大刹寺院が多いといわれるが、小さな規模の寺院になると日本各地にかなりの数で散在した。つまり、一方では寺院が村堂的な役割のものと村落共同体のために尽力し、併せて他方では領主のために祈禱をもした。祈禱の代償として領主たちが村堂や村の平和を保証したことは、時折伝記に述べられている。このような祈禱寺も鎌倉時代以降になると禅宗や浄土宗・日蓮宗の間などにも発展し、やがてこれらの寺院の中には、菩提寺形式の寺院へと移向するものが多くなった。元来、祈願寺と菩提寺とはその性格的に異なる点が多々あるも、実際には判別しにくいのが常であった。相模国において最古の祈禱寺形式をなすものに、高座郡海老名の地に遺蹟をもつ相模国分寺がある。はじめは相模川の下流、相模湾に望む国府津の付近に建立せられたといわれるが、その後、平安中葉以降に現在の地に移転せられたのであった。地味が肥え、米作の中心地であり、しかも当時の相模における交通の要地でもあった。この地はつい近頃まで条理の跡が広々と展開されていたのであった。ついで後世に至り、愛川町半原の古義真言宗清滝寺(鎌倉青蓮寺の末、開山は良弁なりというが、寛文五年の縁起に、天正のはじめ北

条氏直の臣、内藤左馬頭行次が荒廢した堂宇を復興し、祈禱所となせしという。そのほか、真言・臨濟・曹洞宗などの三々四々寺の祈禱寺院が存在した。年代も安土桃山期以降のもので、山間地域所在の寺院に多い。その近くには澗川や湧水地が存在し、当時においては修行と祈禱との二者が併用してなされたらしい。祈禱の内容も前代の国家の安泰を目的とするが如きものでなく、私的なものと移っていった傾向がある。個人的には真言・天台を中心とした法印と呼ばれる祈禱僧も存在した。つまり、彼等は、年末や年頭、農繁期を避けた吉日を選び、近隣配下の村々を廻り歩き、家族や部落民の息災延命。病氣平癒や招福などの加持祈禱を行ない、守護札や祈禱札を配布したのである。葬式や法要などの行事は殆んどすることなく、かかる祈禱による財源のもとにしろうじて生計を立てる者が多かった故、檀徒の組織制というものは見受けられぬ状態にあったといわれている。

2、皇室を中心に成立し発展した寺院

刺願寺は天皇、または皇后の発願によって建立供養せられたところの寺院であり、多分に祈禱寺的な色彩を含んでいる。その根本目標は国家鎮護と天皇家の安泰を祈願するにあり、別名、勅願所ともいわれた。もちろん、既設の寺院をしてのちに勅願寺に改めた例もある。日本最初の勅願寺は諸説紛々

として決め難いが、飛鳥時代建立の法隆寺や四天王寺・奈良時代の聖武天皇の発願により建立されたところの諸国の国分寺、ならびに国分尼寺、更にその統合たる奈良の東大寺、孝謙天皇の発願建立による西大寺、その他、薬師寺や大安寺などの大刹がそれである。平安時代には延暦寺、檀林寺などかなりの数にのぼったものといわれている。明治四年に刺修法会の廃止にともない、勅願寺制度も廃止せられた。当地における勅願寺は、相模国分寺が唯一なるものとして存在したが、幾多の戦乱や風雪に晒され、現在ではその一隅、海老名の地に、後世建立の国分寺が居を構えているにすぎない。更に国分寺を前に相模川を隔てた丘陵上の一角に（厚木市尼寺原）聖徳太子の命によって建立せられたという一乗寺の古蹟が存在している。（現在しない。）位置的には相模川に交叉したところの、相模の古道要点の一角の地につくられたところの古刹であった。

3、菩提寺として成立し発展した寺院

中世以前から引継がれてきたところの氏寺はその中に菩提寺的な要素を多分に内在していた。農民たちが産在神や村堂に心を寄せたと同様に、武士や領主の場合は、氏神や氏寺の信仰としてあらわれた。貴族の氏寺は藤原氏の興福寺・日野氏の法界寺などの如く、すでに平安時代の頃から存在したの

であったが、地方武士階級における氏寺の建立は、鎌倉時代中葉以降のことといわれている。かかる氏寺が成立する背景には、たび重なる合戦を通しての世の無常と自己の罪業に対する反省の惹起、祖先崇拜にからむ菩提供養、一族ならびに子孫の武運長久の祈願を旨としたものであり、信仰の点で氏神信仰と類似したところが種々見受けられた。中世以降、わが国の農村地帯には必ずといってよいほどに氏神が設けられていた。とくに信仰の厚い地方では、部落毎に(村落)氏神を祀っているところもあった。わが国は古来より氏族制度の発達した国であり、血縁の連繫するものを一氏族となし、各氏族は同一地方で居住して村落を形成し、村落毎に氏神を祀って氏神をして共同体の祖神として崇拜していたのである。この名残は片田舎に至るまで伝承され、氏族制度の崩壊した現在までも今だに継承せられている。氏神を自己の村落共同体の祖神として祀る以上、神社の修理や維持も当然村民共同のものとして負担していたのである。村民と寺院との関係は前者に比してさほど強いものではなく、むしろ、個人的事情によるものであった。つまり、村全体として関連するものではなかったが、氏寺として相当の地盤を所持していることは確かなことであった。この種の寺院は現在寺院の相当量を占めるものであり、

① 有力な武將・守護・地頭・諸候・名主などが個人的に自

の一族を祀って建立したものと、② 一ヶ村、または数人の部已落民たちが協力して祖先を祀るべく建立したものがあ

り、いわば葬式と供養のための寺院でもあった。元来、菩提寺は鎌倉・室町期から江戸時代初期にかけてその形が一定するに及び、大衆の支持がなされてきたものであった。神祇の儀礼が村落共同体と結びついたときに、村人の鎖守や産土神が成立したように、村の堂宇や寺庵が村落共同体の活動と結びつくことにより、共同体としての村堂となり得ることができたのである。かかる村堂に止住する寺僧が現われ、農民たちの信仰を集め、僧侶自からも農民を布教教化し、菩提をとむらうなどの相互感情が芽生えるに従い、農民相互の経済援助から菩提寺出現へと発展したのである。菩提寺は有力な後援者(開基)個人によって建立せられる場合もあれば、数人からなる。農民などを中心とした協力体によって構成せられる場合もあった。これは一重に世間的信用や経済力によるところもあるであろうが、江戸時代建立の菩提寺院はこの複数制による建立寺院形が目立った。開基の一統がとくに権勢が強く政治経済上優位者である。場合には、開基家の意向によって宗派を変えられた場合もあり、また、開基家の没落によって、他宗派に余儀なくされたり荒廃してしまふ場合もあった。以上その代表的な例を相模の地に求めるならば、

A 個人の建立による寺院として、

1、高座郡小出村提の浄土宗来迎山浄見寺（鎌倉市岩瀬大長寺の末）慶長十六年、地頭の大岡忠右衛門忠世が父兄の追福のために起立した。芹沢の来迎寺五世、深誉を招いて開山とした。「深誉は三州の人で明暦の頃卒した。」寺山号は祖父忠右衛門忠勝の法名の文字である。今は大岡氏一統の菩提所である。

2、座間宿の浄土宗宗仲寺（鎌倉市岩瀬大長寺の末）慶長七年信州高遠城主内藤修理亮清成の実父竹田宗仲の菩提の為に創建し、岩瀬大長寺の四世源栄を請て開山とし、両寺を兼任せしむ。

3、茅ヶ崎市今宿の法華宗信隆寺（下総国中山法華経寺の末）開基は甲州武田家の支族信就の先祖菩提の為に造立するところという。

4、高座郡海老名町中新田の浄土宗増全寺（武州滝山大善寺の末）海老名氏は村上天皇の皇子為平親王の後裔であるが季兼は海老名に居を構えて在名が高かった。季兼の子に季定（開基）があり、彼の法名を無量院竜池増全といった。これが当寺名の起りといわれている。

5、茅ヶ崎市円蔵の了覚庵（もとの地頭、大田善大夫吉次が菩提のために建立す）などの寺院がある。ここに掲げた数種の例は、いずれも有力者個人により建立せられた菩提寺の一例

相模における仏教教団成立発展に関する考察 その一（和田）

であったが、その多くの寺院の名称は普通、開基（本願主）の戒名や氏名、または、地名・経典名・本尊・縁起などより命名せられるのがその特色であった。かかる寺院建立関係者の永久の霊地としての墓所、つまり、墓地と寺院との関連性は菩提としての意義存在をますます深めていったのである。菩提所・牌所・墓所、この三者の立場は、一見異なるようにも思われるけれども、つまるところ、菩提寺の範疇として数えられるに到ったのである。

B 共同の建立による寺院として、

1、中郡城所村小鍋島の曹洞宗興淵寺（津久井郡功雲寺の末）文亀元年二月、堯翁薨在、天了という二人の僧が開基せしが恠事ありて廃頽せしを、元亀年中に心外洞伝という僧がここに庵室を結び禅定を務めしに、恠異自から退いたので、杉山修理、同源左衛門が村民と力を合わせ、再興して洞伝を開山とし、且つ修理、源左衛門等の主人だった竜湫院明室内光尼を開基とした。当時、はじめは開基の法号を取って円光院と号したが、のち今の寺号に改めたといわれる。

2、中郡相川村下岡田の曹洞宗永昌寺（津久井郡功雲寺の末）古くは観音堂であったが、貞応二年密宗の僧、待翁という者が寓居して堂を補陀洛院と号した。待翁の卒後、桂林という僧が村内の地藏堂に住したが、元徳元年この堂に移住した。これより土人は桂林寺と称した。その後衰廃したが、豆州蔵春

院の住僧湖翁音が兵乱を避けて当寺に錫を止め、このとき村民四人が力を合わせて堂宇を造営して、能音を開山として今の宗派に改め、且つ山寺号を改称したのである。これ永正十七年七月であると縁起に見えている。われわれは踏査によってこの種の寺院を、このほかにも二、三ヶ寺知ることができた。しかし、このようにして出来たところの寺院の中には、寺と呼ぶよりはむしろ、庵や坊に近い形態とみなされるものが多いようであった。また、菩提寺形寺院の宗派の多くが、古来においては浄土系を始めとした他の新仏教の系統に属するものであり、天台・真言宗の如き旧仏教系の菩提寺院は後世に至ってからのことで、中世においてのそれは少なかった。

4、分村により成立し発展した寺院

室町時代から江戸時代初期にかけて人口が徐々に増え、それにより各地では新田の開発がなされ、（分村計画）当時の名残が現在でも新田とか新地、新畑、または、新田開発を施行した人たちのゆかりある名前のもとに、それを地名として残している。すなわち、親村より子村がそれぞれ分れつつ発展していったのであった。もともと江戸時代においては疫病や間引などにより極度の人口減を見たり、たび重なる寒害や旱魃の到来、領主の強引な徴税などによって新田開発の百姓た

ちが離散し集まらず、非常に苦心をした場合もあった。領主たちは収入をあげるがために、八方手をつくすことにより新田百姓たちを集め、新田を開発すること成切し得たのであった。このような時に一定量の人口をもった新田部落には、新らたな寺院が建立されたのであるが、それだけに新寺院の持つ任務と役割には、大きなものがあつたのである。こんな場合には、親村の寺院より子村に対し末寺を出させるか、または、他所にある寺院密度の高いところの地方寺院を、子村、すなわち、新田部落に移行建立させるよう努力したのであつた。もつとも、新田の開発をするに当り開拓百姓が足りぬため、人材を自藩のみならず他国領地からも求め、更に重罪人といえども新田開発に必要な百姓の場合には、これをとくに許して働かしめた例もあつた。或る水奉行は新田頭に新田百姓の招募につき、次の高札(8)を与えている。

条

一、今度八鹿池出来ニ付、御領分中並ニ他国他領の者、如何様の重罪たりというとも、其処にも免許被下置候間、新田伐起望の者於有之ハ、前科の趣申聞呼寄趣候様可致者他

また、金沢藩は、寛永三年（一六二六）神通川扇状地の水田化のための新田開発に参加すべき新田百姓(9)の規定に次の如く示唆している。

新村へ可出百姓之事ハ村々へ申付、給分百姓になきうかれ人を

見立、一村より一人宛為出可申候、数多新村へ望井、小村より二人と為出申間敷候、但大村より二人宛も望次第二候、大出申もの無之其不苦候、乍恐たとへ過分之高所持したる本百姓成共、先立さへ荒不申候得へ、新田望次第ニ為聞可申候

ここではとくに「うかれ人」をよび集めて新百姓としての移住を許可するということが述べられている、更に、慶長十六年武蔵野の新町新田開発の際に新田百姓が集まらず、幕府代官の廻状により、古村の次三男が新田百姓となるよう奨励をしているが、このように近世初期の新田開発には、次三男、または検地帳「帳はずれ者」「牢人百姓から他国人まで」招募していたのである。これらの犯罪百姓の背景には、その多くの場合常に真宗寺院の加護が存在していたのであり、真鸞上人の「ナムアマミダブツと唱うれば誰しも即座に救われる……いわんや悪人をや。」という信仰が思い浮かべられる。

「また下野・常陸・下総の六万石余を支配する真岡代官竹垣直温は前任地の越後川浦五万石の代官管轄地から移住百姓を得ている。この移住手当は稼人として一五―六〇才までは一日白米三合・麦四合・味噌三〇匁、厄介人として一五才以下・六〇才以上は、麦四合・味噌一五匁を与えられ、二間半・六間の家屋と農具・諸道具代として二兩五分を給せられて集団移住をしている。移住業務を担当したものは真宗寺院で、移住地に門徒を増加させて、真宗寺院の勢力再建を目的

としたものである。移住百姓の門徒はこの真宗寺院を「わらじぬぎの寺」としている。これらの移住百姓は一人に付五反歩の割当開発が行なわれた。代官竹垣が在任した一七九三（寛政五）年から文化一一年まで二二カ年間に移住百姓は三〇〇戸余・一七〇〇人に達したといわれる。」―原文引用―真宗の団結力は予想以上に根強いものがあつた。仙台藩は宝暦飢饉以後、越後から移住百姓をひそかに流入させて新田開発をなさしめていたといわれるが、この移住百姓を長く留めるために次の法を制定したという。藩士桜田虎門の著「経世談」中に、

- 一、他国ヨリ来ル者ト嫁娶ノ縁ヲ結バシムルコト
- 一、同郷ノ人近キアタリニマドヒテラクヨウニスルコト
- 一、果木ヲ植立サスルコト
- 一、他郷ノ者ヲ土地ノ人ヲシテ軽シアナルベカラザルコト
- 一、寺院ヲ建立シ僧ヲオキテ民情ヲナヅルコト

定着の方法として、婚姻と果樹を植えることにより経済的・活的な面を計り、同時に集団居住と寺院建立によって精神の安定に気をくばったことがうかがわれる。また、安永二年（一七七三）東北地方の幕府領の移住百姓の公募に当り、公募先、善光寺平の中野代官所は、その移住定着の条件として、

- 一、移住の旅費は勿論移住後の家作料・竹木・農具・当分の

飯米・種粃を与える。

一、移住後の郷里の親・親類との交通や金銭仕送りは、移住地の代官役所と郷里の代官役所が仲介して送り届ける。

一、妻子の関所通行の手形は郷里の代官役所が発行する。

一、宗旨は郷里の寺院証文を移住地に持参し、移住地における同じ宗旨の寺院を壇家とする。

一、移住地においては代官役所が検地帳名受・反別・絵図を添えて入村させる。

一、入村後は土着百姓と移住百姓との差別はない。

一、入会秣場・薪木山の入会権は手余地高の引受町歩に応じて土着百姓と同じ待遇をする。

などの事をおかかっている。ここでも領主たちが寺院によるところの精神的意義について、如何に気をくばっていたかを知ることができる。歴史地理学⁽²²⁾から近世の新田開発は全国的にみて、一つの開発衰微期を是んで前後二つの開発隆盛期があったとせられている。第一回の開発隆盛期は近世初期から享保年間までの一三九年間と、第二回の開発隆盛期は寛政から近世末期までの七八年として、中間の開発衰微期は元文―天明年間の五二年間といわれている。寺院建立隆盛の時期も前半の場合は新田開発の隆盛期と一致している。後半の第二回新田開発の隆盛期に寺院建立がなされなかったのは、幕府の新寺建立禁止政策と同時に排仏という時代的風潮によった

ものなのであろう。ここ相模平野の地域においても部分的ではあるが、新田開発と寺院建立との間に大きな関係のあったことがうかがわれる。たとえば、相模平野⁽²³⁾の西部に当る愛甲郡（現在は厚木市・愛川町・愛甲郡にわたる。）の石高は、正保改のときに一万七千四百二十一石八斗一升四合だったものが、元禄に至りては二万五百九十六石九升九合七勺となり、前より増加すること三千百七十四石二斗八升五合七勺となり、江戸時代持期に至ってさらに四千八百九十九石五斗八升余も増加して、二万五千四百九十五石六斗八升余になったといわれ、この他寺社領の開拓を加えたならば相当数にのぼっていたようである。村数にしても正保の改に三十六カ村だったものが、元禄の改には十一カ村も増加し四十七カ村にもなっている。また、平野東部に当る高座郡の石高は、正保の改のときに三万八千五百五十石余だったものが元禄に至りては、四万七千二百二十八石余となり、前より増加すること八千九百七十八石となり、江戸時代後期に至っては、さらに二千五百三十九石余も増加して、四万九千六百六十七石余にもなったといわれ、この他寺社領の開拓を加えたならば相当の数にのぼった模様である。村数にしても、正保の改に九十五ヶ村だったものが元禄の改には二十三カ村も増加して百十八ヶ村となっている。以上、江戸時代における当地の開拓の状況を石高と村落数の増加によって示したけれども、これによって江戸時

代前期に、各宗の寺院が急速に発展成立しなければならなかったという理由と、同時にその成因も分村により寺院の需要が増して作られるようになったのであるということ、うなずくことが出来るであろう。それゆえ、この種の寺院は多く河沿いの台地部に分布するに至っている。すなわち、湘南地方の内部台地部である御所見、有田、大和の地方とか、秦野盆地の扇状地の部分に多く点在しているのである。なお、その頃の下流の低湿地帯は未だ乱流地帯であり、局地的・孤立的に新田の開発をみるにすぎなかった。

5、為政者の政策のもとに成立し発展した寺院

為政者の政策によって寺院の建立せられたことは、古来より数多く存するところであった。中世においては寺院そのものが領主居住地の近隣に建立され、地方集権の文化的役割を果し、民心の把握にも偉大なる効果をもたらした。近世初頭にかけて特質すべきものとして、領主の国替・所替と菩提寺との関連性を挙げることが出来る。領主の国替や所替の際、その菩提寺を遷寺するという風習である。その際、住持としての僧を前任地より伴なった場合もあれば、伴なうことなく新任地で新たに登用せられた場合もあった。いずれにせよ、領主の国替と菩提寺の創建とは非常に深い関係のあったもので、豊後の地方（松平対馬守領）の例をはじめとして、二

―三例を竹田聴洲氏が、民俗仏教と祖先信仰（東京大学出版会発行）の書中に述べられている。他面また、新田集落を固定化する場合にも為政者はその手段として僧侶たちの協力のもとに、民心の安定に尽くしたのであった。領主たちによって城下町造りの一環として、寺院を一地域に集め、寺町をかたち造ったところもあった。江戸時代の初期以降における幕府のキリシタン禁止政策は、仏教寺院をしてその一役を荷せられた結果となり、宗旨人別帳の徹底と寺請制度は、寺院をして地方末端の役所化される形となった。そのため寺院の少ない地方では、信仰厚き一般の家々、または小堂宇をして内寺、または子院として利用せられたこともあった。江戸時代前期から中期に建立せられたところの寺院が、各時代を通して一番数多くの滅亡率を示していることは、この頃の寺院が必要にせまられて、簡易に建立せられたという事実を物語っているものである。静岡や愛知の地域に平僧地とて簡易な曹洞宗寺院が造られたり、北陸の真宗地域に道場とて条件的に不備な未完成の寺院であっても、寺号を名乗ったが如きは寺院に対する庶民信仰の強さもさることながら、政策的としての寺院建立の場合のよい例であろう。江戸の中期以降における真宗門徒の存在は、一向一揆などにより為政者の断圧を受けた地方も存したけれども、他方、キリシタンが九州の一部のみに進出することができなかったのは、領主が

それを封ぜんとしてキリシタンの布教地域である対岸の地に、キリシタンと教理的に似通った真宗や浄土寺院を設けることよって、これを防がしめた結果によるものであるといわれている。

「肥前 大音寺

当寺縁起者、慶長十九年(開山) 関徹当所罷下、邪宗門之輩対治仕。依之吉利支丹屋敷寺地被下置、元和三巳年大音寺起立仕。」

「肥前 無量寺

是從本、郷里之古場。往昔天正年中、耶蘇之徒、使社社從毀廢。

今守護大村因幡守從五位下藤原純長公、達于東都、蒙許可、万治三庚子年之春、往□再興建寺置僧。無量蓮社は其一也。」

右の事例は、キリシタンに対抗した江戸幕府の宗教政策の政治的意図の概要を見受けられるものである。(竹田聰洲氏「民俗仏教と祖先信仰引用」) 相模の地が他地方に比してその割に真宗寺院の少ないのは、戦国時代の前後を通して越後・三河と共に禁止せられたこと。同時に他宗の教線拡張に时期的にやや遅れたということが第一の原因であろう。

6、僧侶を崇敬するのあまりに成立発展した寺

院僧侶たちも、荒屋あはらやに住む農民たちも、その生活形態こそ異なれ、所謂、人の子であることには変りがなかった。山里の僧侶たちが数反歩の田畑を手作りし、世帯を構えながら一

般の農民たちと肩をならべて世俗の生活に励む。寺院といっても堂宇的なもので、現在では廃頽してその跡や伝説を残すのみの寺院であった。しかし僧侶は僧侶である。一般の農民たちとはどこか異なる点が存在していた。おのずと村落内の生活には俗人とは変わったものを持ち合わせていたのであった。雨乞や厄落しの習俗、葬礼や先祖供養の作法など、つまり、彼等は農民たちの要求に応じつつ、村落共同体の一成員として暮したのであった。一般の農民たちには出来ない読み書きの技術や切紙などに存するところの不可思議なる咒術、僧侶はいつしか村落内における貴重な存在となっていたのであった。かくして農民たちは、かかる僧侶たちの人格に接し、以心伝心のうちに信頼感と憧れとをもち、彼等をしてやがて経済的な援助となすに至らしめたのである。かようにして寺院と壇家との関係は単なる経済的なものばかりではなく、精神的、人格的なものを基調としたところの関係であったのである。また、崇高なる気け高い僧侶の人格に接し、信徒たちが厚く僧侶の威厳に打たれ、または信徒自身、頗る信仰が厚く、僧侶の信念に意気いけ到合した場合なども、私宅を仏門に献上して仏寺となすことがあった。このような寺院の形態は鎌倉時代以降において、とくに浄土門や日蓮宗の間に多く見られた。

1、高座郡座間町座間、(座間市) 法華宗休息山円教寺(京

都本国寺の末)寺伝の略に、文永八年九月○日蓮竜口の厄に当所の人、鈴木弥太郎貞勝という者、警固の内にあつて宗法帰依の志を起し、日蓮、愛甲郡(厚木市)依知郷本間六郎左衛門重連の宅に赴きし時、たまたまこの地を経歴すれば、貞勝己の宅地に請じてしばらく休憩を願った。これが山号の起源となったのである。日蓮流刑ののち、貞勝は薙染して円教坊と改め、宅を捨てて寺とし、日範を請て開祖とした。

2、平塚市平塚の法華宗要法寺(身延山久遠寺の末)この土地はいにしえ平寺左衛門尉泰知入道松雲(北条泰時の二男なりと)の宅地にて、弘安五年九月十六日、宗祖日蓮がこの宅に止宿し説法された旧蹟である。松雲はもとより当宗に帰依の人であったから、宅地を日蓮に与えて当寺を起立したのである。

3、茅ヶ崎市西久保の法華宗妙運寺(鎌倉本覚寺の末)相伝う、むかし、近藤右衛門尉経秀の別業にて、その母の隠栖の土地である。本覚寺第五世光院日慶に帰依し、天文十四年法性院妙運日妙の逆修号を授与せられ宅を捨てて寺とし、日慶を以て開山とした。「妙運尼は天文十七年卒」などを挙げる事ができる。尚、この種の寺院には、室町時代を中心とした頃からそれ以降にかけて、説教所より発展して一寺院をなしたものもある。これすなわち、浄土宗を中心としたところの談義所系の寺院ともいふべきものである。真宗において

も、自宅を道場とて解放し、毛坊主のもとに法要を営み、後世に至り幾何かの田畑を献上すると共に、遊行の僧を開山として勧請した例もある。

7、庶民が他宗の僧侶に深く帰依して改宗再興された寺院

一般的にみて寺院された場合の多くは、寺院が廃頽して無住寺院になったものを他宗の僧侶が復興するか、または、住職健在の寺院においても、庶民が他宗の僧侶に帰依し改宗を余儀なくされる場合が存在した。しかし実際の場合、前者の立場が主を占めたことは確かなことであった。庶民が他宗の僧侶に帰依するコースとして、真宗によって布教教化せられた場合のものが割に多く存在した。おそらく、親鸞派の行なった易行的仏教の魅力と、肉食妻帯を許容したところの在家主義的な宗風、なびに真宗のもつ信仰的純粹さ、且つ、その積極性がその効を奏せしめたのかも知れない。改宗されたところの以前の宗派も、旧仏教としての天台宗や真言宗の間に多く見られ、真宗独自の巧みな教線拡張ぶりがうかがわれた。もちろん、その他の宗派が旧仏教の寺院を、または、新仏教同志の寺院が互に共喰いをして改宗させた事例も各地に残っている。真宗に次いで天台、真言などの旧仏教を改宗させている宗派は、曹洞・日蓮などの諸宗であった。今ここに、相

模平野における真宗の寺院で密宗より転宗したものの主なる例を挙げると、

1、厚木市の清来寺⁽²⁹⁾(はじめ天台宗、江州大津園城寺の末なりしが、安貞元年、現在法運のとき、親鸞に帰依して改宗するとある。のち武州都築郡今宿村に移りて現存す。)

2、相川村下岡田(厚木市)の真宗寿永山長徳寺⁽³⁰⁾(東本願寺末)開基浄光、往昔は真言宗であったが寛喜元年僧某、足柄上郡国府津真楽寺にて親鸞に謁し、法弟となって当宗に改め、且、師より名を与えて浄光坊と称した。

3、中郡成瀬村上落合の真宗喜楽山長徳寺⁽³¹⁾(東本願寺の末)いにしえは真言宗なりしが、寛喜二年住僧西香が親鸞に帰依して改宗した。などの寺院をかかげることができる。

8、豪族の移動により成立発展した寺院

江戸在中の有力な地方武士の中には、郷里の菩提寺の僧侶をよんで、江戸の地に寺院を勧誘した例があった。また地方においても、領主たちが自分の城下町に幾つかの寺院を建立し、寺町を構成せられた例も各地に見られた。他方、豪族や地方の有力な領主たちが移動を余儀なくせられた場合、自己の菩提寺とともに移すか、または菩提寺の僧侶を当地に勧誘して領主自からが本願主となり、新寺を建立した例もしばしばみられた。このような例は隠遁部落にも時折見られるとこ

ろである。後世になるとこの場合の寺院の多くは結果的にみて、菩提寺形式のものに移向するのが常である。もちろん、この形式の寺院には、為政者によるところの政策的なものもあるが、これは国替、所替のもとに五項にて述べたことゆえ、ここでは省略する。

9、輪番制度の余波を受け成立発展した寺院

大刹寺院の場合、弟子がその寺院を直接に継ぐことなく、周囲同格の大刹寺院、またはそれに次ぐ高貴な寺格高き住持が輪番制度のもとに交代して継承する場合もあった。これを輪番制といい、地方の格式ある寺院の場合には往々にしてその方式がとられたのであった。相模国足柄上郡関本の曹洞宗最乗寺は、了庵恵明にはじまる相模第一の禅刹である。当寺の住職の選定は古来より明治に至るまでおもに関八州内禅刹大寺院の住僧の輪番制によって住職の地位を保持していた。

これらの僧は最乗寺輪番の前途、または帰途において相模平野近辺の寺院に錫を置くことが多かったので、土民たちがこれを歓迎して、寺院建立の動機因縁となしたことはけだし当然なることであつたのであろう。厚木市小鮎字飯山の曹洞宗金剛寺をはじめとして、厚木市上荻野の曹洞宗松石寺(三田清源院末) 古代においては華嚴山乘碩寺と号し、密宗の律院であつた。のち、僧広山白陽が住職し、康正元年堂宇を再建

した。文明七年八月に上州沼田竜華院の住持、天巽順慶が寺に久しく寓宿した。このとき天巽は足柄上郡関本最乗寺の輪番の任が終り歸寺のちぎり、上州に兵乱があり、当寺の住僧は天巽の俗縁あるをもってここに滞在し、彼の乱を避けしめたのであった。時に住僧であった白陽は天巽の教化に服し、改宗して寺号を旧に復し、且つ、天巽を請うて当寺の住職とし、三年ののち竜華院に歸山したのであった。ゆえに天巽を開山として、白陽（文明十一年卒）が名を連ねたのである。現在においても未だこの形式をとる寺院も存在するが、時代の流れと共に縮小し、今や大きな転換期を迎えようとしている。

10、別当寺として成立し発展した寺院

わが国には古来より長い間神仏混淆の歴史が続き、神社の境内にも神宮寺や別当寺が設けられ、社内に僧侶たちの住んでいた地方も少なくなかった。これを社僧ともいい、祈禱的要素を多分にもった天台や真言宗の僧侶、更に修験道の者たちは名実共に社務所を独占し、生活のよりどころとしていた。つまり、著名な延喜式の神名帳に記された古社の多くに、別当寺が設けられ、祈禱加持が行なわれていたのであったが、それ以降においても、別当寺は下層階級に普及し、江戸時代には真言・天台のみでなく禅宗・浄土系の間にもまでも

流布されていったのである。相模平野における別当寺院数は、各宗の総寺院数七百三十八ヶ寺に対して五十一ヶ寺院を占め、その内分けを宗派別にみると修験道と真言宗の間に圧倒的に多く見られ、続いて天台・禅・浄土宗の順位となっている。この別当寺院のうち修験道が第一位を占める主なる理由の一つは、修験道の僧侶は江戸時代に幕府より他宗の僧侶の如く、葬式法要などの行事を営むことを一切禁じられていたがために、生活的にも苦しく巫子を妻として地方の神社や辻堂にひきこもり、祈禱や占いなどに事よせて、いわば寄生的な生活をなしていたからである。明治における神仏分離令の結果はますます不利な立場となり、修験道は仏教一派をなすに至らずとして解散せられた。一部には天台宗や真言宗に転宗した者もあったけれども、その殆んどはそこで滅亡し、戦後におよんで再び復活するに至ったのである。現在では（昭和三十三年）金峰山修験本宗と修験宗の二宗が主なるもので、神奈川県内に計十二ヶ寺、本論文対象下の相模平野には修験宗系のもの三ヶ寺があるにすぎぬ現状である。日本全土的には、修験道の神道的方面に移行したのも少なくないと云われている。

その他、「弱小寺院が統合されて成立し発展した寺院」、「鬼門鎮定のために成立し発展した寺院」、「茶毘所・刑場跡に成立し発展した寺院」、「城郭跡に成立し発展した寺院」、

「平和な地を求める僧侶によって成立し発展した寺院」、「退隱形式によって成立し発展した寺院」、「因縁説話形式によって成立し発展した寺院」などの諸条件があるも、詳細については、他日この続きを次号にて述べたいと思う。

- | | | | | | |
|---|---------------------------------|------|----|-------------------------------|------|
| 1 | 菊地利夫著「新田開発」上巻、昭和三十三年古今書院発行 | 一七九頁 | 14 | 竹田聴洲著「民俗仏教と祖先信仰」昭和四十六年東大出版会発行 | 一一三頁 |
| | 圭室諦成編「日本仏教史」昭和四十三年宝蔵館発行 | 五八頁 | 15 | 新編相模風土記稿三、昭和八年 雄山閣発行 | 一五頁 |
| 2 | 武陽隠士著「世事見聞録」寺社人の項、昭和四一年青蛙房発行 | 一五〇頁 | 16 | 〃 | 四頁 |
| 3 | 鷺尾順敬著「郷土史の研究」中、昭和十七年四海書房発行 | 二〇七頁 | 17 | 渡辺昭宏著「日本の仏教」昭和三十三年岩波書店発行 | 一一九頁 |
| 4 | 圭室諦成編「日本仏教史」 | 二二〇頁 | 18 | 菊地利夫著「新田開発」上巻、昭和三十三年古今書院発行 | 四三八頁 |
| 5 | 鈴木泰山著「郷土史研究の調査と方法」中、昭和十九年地人書館発行 | 一七九頁 | 19 | 〃 | |
| 6 | 新編相模風土記稿三、昭和八年 雄山閣発行 | 二四二頁 | 20 | 〃 | |
| 7 | 桜井徳太郎著「神仏交渉史研究」昭和四十七年古川弘文館発行 | 一〇七頁 | 21 | 〃 | |
| 8 | 杉浦健二著「仏教考古学講座」中、昭和十一年雄山閣発行 | 五頁 | 22 | 菊地利夫著「新田開発」下巻、昭和三十三年古今書院発行 | 一一二頁 |
| | 桜井正信著「駒沢大学宗教社会研究所報第二号」中 | 五頁 | 23 | 新編相模風土記稿三 | 一六二頁 |
| 9 | 新編相模風土記稿三、昭和八年雄山閣発行 | 二九〇頁 | 24 | 鈴木泰山著「郷土史研究調査と方法」中 | 一八一頁 |
| | | | 25 | 新編相模風土記稿三 | 三三九頁 |
| | | | 26 | 〃 | 五五頁 |
| | | | 27 | 〃 | 二八八頁 |
| | | | 28 | 鷺尾順敬著「郷土史の研究」中 | 二〇四頁 |
| | | | 10 | 新編相模風土記稿三、昭和八年雄山閣発行 | 三三九頁 |
| | | | 11 | 〃 | 二八二頁 |
| | | | 12 | 〃 | 七六頁 |
| | | | 13 | 〃 | 二八八頁 |

| | | | |
|--|----|-------------------------|------|
| | 29 | 新編相模風土記稿三 | 一七七頁 |
| | 30 | 〃 | 四頁 |
| | 31 | 〃 | 九頁 |
| | 32 | 「神奈川県宗教法人名簿」昭和三十年宗教連盟発行 | 一四六頁 |